

株式会社紅乙女酒造にかかる債権の弁済受領完了について

2014 年 1 月 31 日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、再生支援対象事業者である株式会社紅乙女酒造について、2013 年 5 月 23 日に、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）第 28 条第 1 項に規定する買取決定を行い、関係金融機関等より債権買取りを行いました。その後、機構は同事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、地域経済活性化支援委員会の決定を経て、機構が保有する債権の弁済受領を行うこととしました。これにより、機構が同事業者に対して持つ債権その他は一切なくなります。

※ 公表する理由

なお、本件について公表を行うことが、再生支援対象事業者の信用を維持し、その再建に資するものであることから、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意の上で公表を行うこととしました。

以上